

《参考》

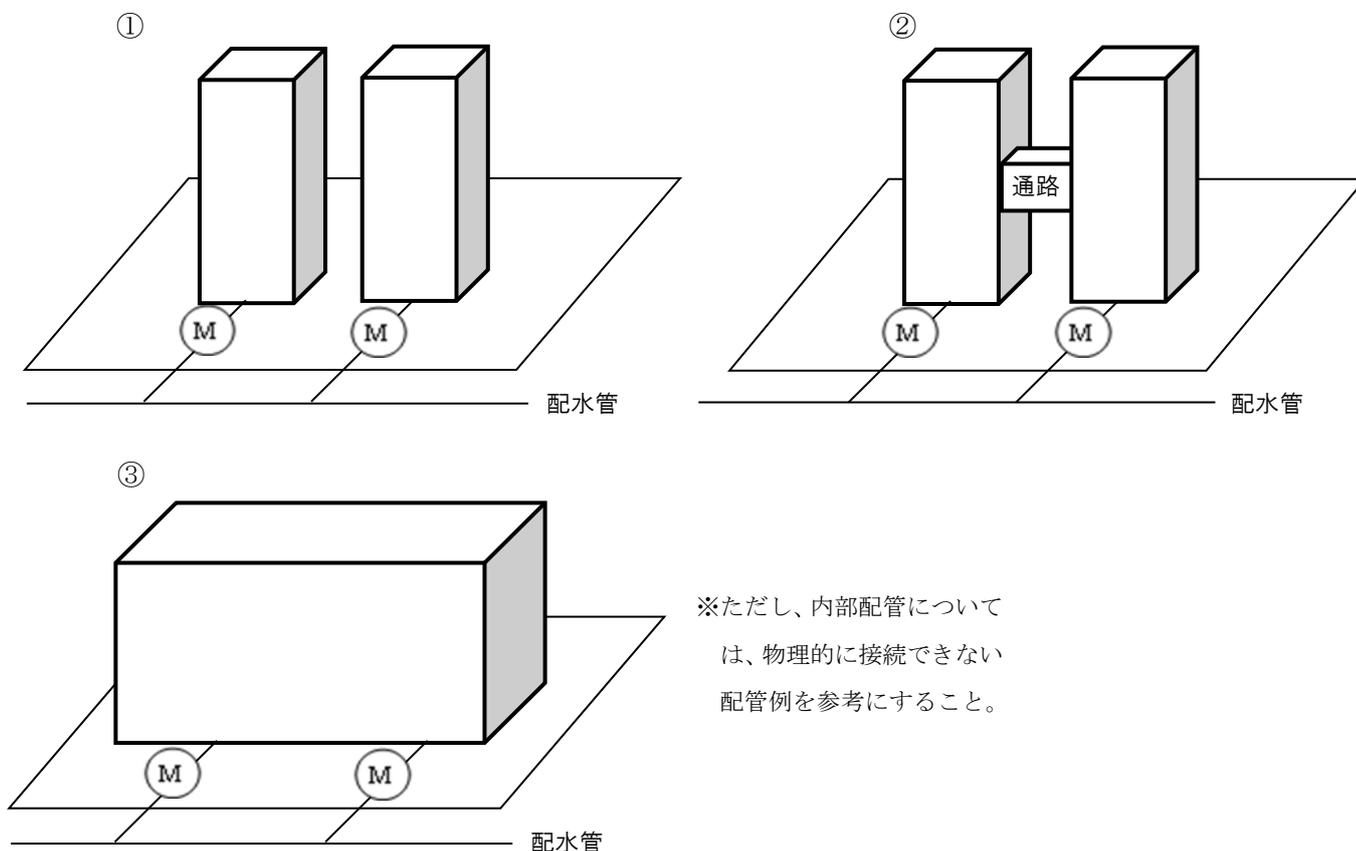
大阪市水道事業給水条例施行規程第6条の2（給水装置の設置）において、「専用給水装置は、1戸又は1事業につき2以上設置することができない。ただし、局長が必要と認める場合は、この限りではない。」と定められている。これは、1戸又は1事業に複数の給水装置を設置した場合、配管形態が複雑になり、将来において、給水装置間の誤接合による逆流に起因した水質事故や維持管理上好ましくないことが起こることを防止するためと解釈される。

しかしながら、直結増圧方式においては、メータの性能保持を考慮し、使用水量に上限を設けており、大規模共同住宅等で直結増圧方式を適用するには、専用給水装置が複数となる場合がある。

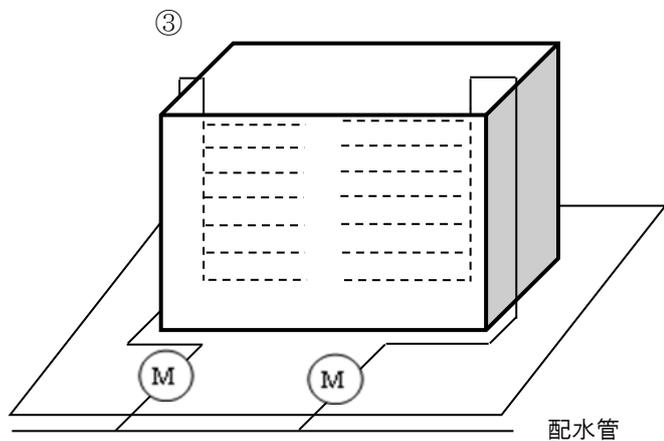
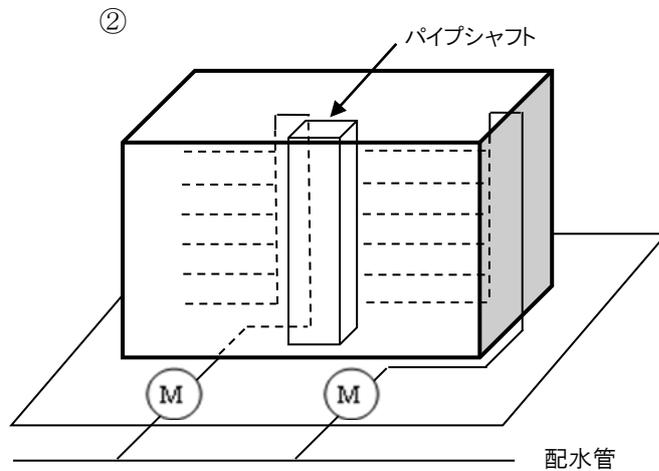
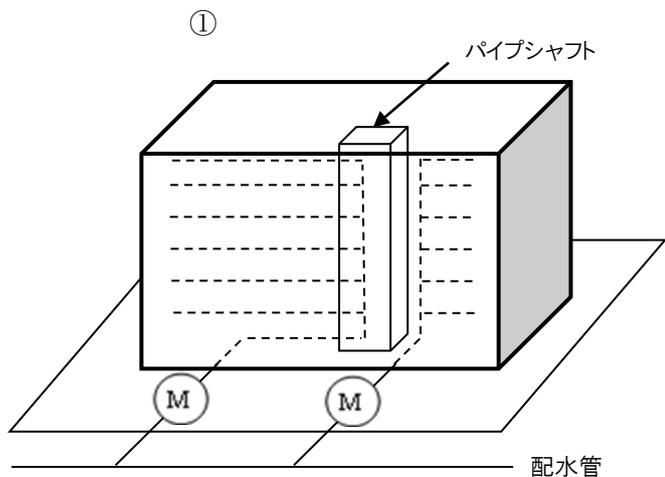
直結増圧給水方式の適用は、受水槽の衛生管理の不徹底による水質劣化を引き起こさないための抜本的な対策として最も有効なものであり、水道局としてもこのような給水方式を推進する立場であることを踏まえると、1戸又は1事業に複数の給水装置を設置することは一律に否定することはできない。よって、誤接合の発生する恐れのない配管条件等を満たすものに限り、ただし書きの規定に該当するものとして、2以上の専用給水装置の設置を認めることとした。

(対象例)

直結増圧方式における1専用給水装置での上限使用水量を超えるもの

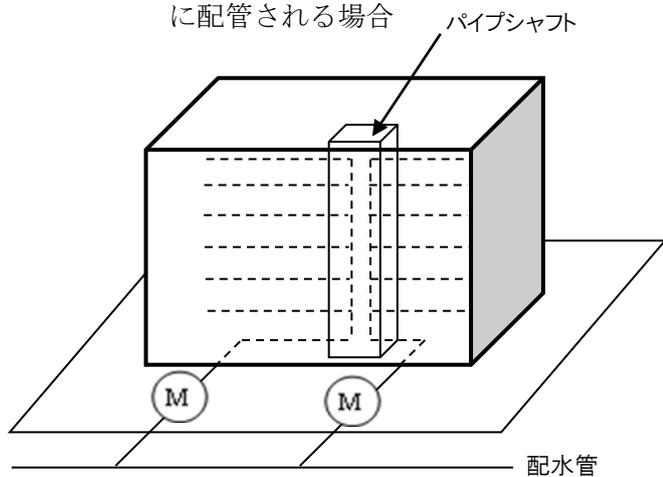


(物理的に接続できない配管例)



(物理的に接続される可能性のある配管例)

- ① 同一パイプシャフト内に配管される場合に



- ② 各給水系統が近接し、系統間に壁等の遮断するものがない場合に

